

記載事項に変更が生じた／証明書を亡失・滅失した場合の手続きについて  
(東京事務所からの案内)

2020年1月6日  
日本商工会議所 東京事務所

日本商工会議所東京事務所へのお問い合わせのうち、再発給に関連する事項が多く寄せられますので、当事務所における手続きについて、改めて下記のとおりご案内します。手順をご確認のうえ、お手続きくださるようお願い申し上げます。

<<<記載事項の変更が生じた場合の手続き（再発給）方法について>>>

[https://www.jcci.or.jp/gensanchi/epa/co\\_reissue1\\_20200106.pdf](https://www.jcci.or.jp/gensanchi/epa/co_reissue1_20200106.pdf)

※記載事項に変更が生じ、かつ、証明書をなくした（亡失・滅失）場合や汚損・破損した方もこちらの記事をご確認ください。

<<<証明書をなくした（亡失・滅失）場合や汚損・破損した場合の手続き（再発給）方法について>>>

[https://www.jcci.or.jp/gensanchi/epa/co\\_reissue2\\_20200106.pdf](https://www.jcci.or.jp/gensanchi/epa/co_reissue2_20200106.pdf)

【お問い合わせ先】日本商工会議所 東京事務所  
電話：03-3283-7771